



(県内初) 特定不妊治療にかかる通院交通費を助成します

～「子どもを持ちたい」を応援します～

養父市では 2025 年 10 月から、特定不妊治療を行う方に対する通院交通費の一部助成を開始しました。これまでの特定不妊治療に関する通院交通費助成は、先進医療を受けた方に限定していましたが、対象者を拡大することで不妊治療における時間的・経済的・心理的負担の軽減を図ります。

兵庫県では昨年度より、不妊治療にかかる先進医療費助成事業として通院交通費助成を行っており、本市においても同年度から県の随伴事業として通院交通費助成を実施していました。しかし、本市では昨年度、特定不妊治療を受けた方 21 人のうち約半数の 10 人が先進治療を受ておらず、特定不妊治療を受けられる医療機関が但馬内に無いため、通院交通費の助成を望む声も多くあったことから、経済的支援の一環として制度を拡充するものです。

先進医療を含まない特定不妊治療の交通費助成の実施は、兵庫県内では初の試みです。

- 対象者 ・申請時に夫婦のいずれも養父市に住民登録があること
 ・特定不妊治療を実施時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦
 ・特定不妊治療を実施したときの妻の年齢が 43 歳未満

	先進医療を受けられた方 (既存の助成内容)	先進医療を受けていない方 (今回の拡充内容)
助成額	県交付決定額と同額 県要綱の規定に基づき、不妊治療にかかる先進医療をした 1 回（1クール：治療開始から胚移植、妊娠判定までの期間）の治療にかかった通院交通費。 ※1回（1クール）の治療にかかった通院交通費相当額の合計から 5,000 円を控除した額の 1/2 以内の額（千円未満切り捨て）	1 回あたり自宅から受診医療機関の往復距離（km）×30 円×通院回数の合計 ※1km 未満切り捨て ※助成額は 10 円未満切り捨て
申請期間	県交付決定を受けた日から起算して 6 か月以内又は、治療の終了した日の属する年度の末日のどちらか遅い日まで	治療が終了した日から 3 か月以内又は治療の終了した日の属する年度の末日のどちらか遅い日
助成回数	40 歳未満 通算 6 回 40 歳～43 歳未満 通算 3 回 ※但し出産・死産の場合は当該出産又は死産後に受けた治療を 1 回目として数えます。	

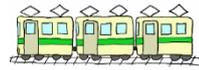
・先進医療とは：2022 年 4 月以降、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）が保険適用されたため、保険診療と併用できるようになった自費診療の追加的な治療法。主な先進医療には、タイムラプス、子宮内フローラ検査（EMMA/ALICE）、子宮内膜受容能検査（ERA）などがあり、不妊治療の妊娠率向上を目的としています。

【問合せ】

こども・夢・えがお部 子育て応援課 課長：沖田 隆典 担当者：小谷 純子
 電話：079-664-0315



養父市特定不妊治療にかかる 通院交通費助成事業



特定不妊治療にかかる通院交通費に対して、経済的な負担を軽減するため、通院交通費を助成します。★治療費助成については、「養父市特定不妊治療費助成事業」のチラシをご覧ください。

Q 特定不妊治療にかかる先進医療を受けましたか



はい



いいえ

	先進医療を受けられた方	先進医療を受けていない方
	<p>兵庫県が実施する「不妊治療にかかる先進医療費助成事業」を先に申請してください。 助成決定通知が届き次第、市の助成事業（治療費・通院交通費）の申請をお願いします。（兵庫県不妊治療における先進医療及び通院交通費助成⇒ </p>	<p>R7年度から「先進医療」を受けていない方へも交通費助成を開始します。 助成金の申請と同時に申請していただけます。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 申請時に夫婦のいずれも養父市に住所がある 特定不妊治療を実施時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦 特定不妊治療を実施した時の妻の年齢が43歳未満であること（申請時に43歳であっても、治療を受けた医療明細書の日付が42歳であれば対象となります） 	
助成額	<p>県要綱の規定に基づき、不妊治療にかかる先進医療をした1回（1クール：開始から胚移植までの期間）の治療にかかった通院交通費：県交付決定額と同額</p>	<p>自宅～受診医療機関の往復距離（km）×30円×通院回数の合計</p>
申請期間	<p>県交付決定を受けた日から起算して6か月以内又は、治療の終了した日の属する年度の末日のどちらか遅い日。</p>	<p>治療が終了した日から3か月以内又は、治療の終了した日の属する年度の末日のいずれか遅い日まで。</p>
助成回数	<p>40歳未満 通算6回 40歳～43歳未満 通算3回 ※但し出産・死産の場合は当該出産又は死産後に受けた治療を1回目として数えます</p>	
申請関係書類等	<ul style="list-style-type: none"> 特定不妊治療にかかる通院交通費助成金申請書兼請求書（様式第1号）（事実婚の場合）事実婚関係に関する申立書 県交付決定通知書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅から医療機関までの最短経路を示す資料（地図アプリ等を使用し地図・距離がわかるもの）
支給方法	<p>交付決定通知後、申請者の指定口座へ振込み</p>	
問合せ申請窓口	<p>養父市広谷 250-1 (養父地域局 2F) 養父市こども・夢・えがお部子育て応援課 TEL:079-664-0315</p>	